

青梅市立学校施設のあり方審議会の会議の公開に関する取扱 要綱

1 目的

この要綱は、青梅市立学校施設のあり方審議会（以下「審議会」という。）の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 会議の公開原則

審議会の会議は、これを公開する。ただし、次の各号いずれかに該当するときは、会議を非公開とすることができる。

- (1) 会議において取り扱う情報が、青梅市情報公開条例（平成30年条例第31号。以下「条例」という。）第7条各号に該当するとき。
- (2) 会議を公開することにより公正、かつ、円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき。

3 非公開の決定方法

議長は、前項ただし書に該当すると認めるとき、または委員からその旨の指摘があったときは、審議会に諮り、会議の全部または一部を非公開とすることができる。

4 会議開催の事前公表

- (1) 会議の開催は、公開、非公開の別にかかわらず、原則として会議開催の日の15日前までに公表するものとする。
- (2) 前号の規定により公表する内容は、会議名、日時、場所、付議予定案件名、傍聴者の定員その他必要な事項とする。

5 傍聴者の定員

傍聴者の定員は、会議場の広さによって会長が定めるものとする。

6 傍聴の手続

- (1) 傍聴を希望する者は、会議の当日、審議会の定める場所において傍聴者受付簿（様式第1号）に所要事項を記載し、傍聴券（様式第2号）の交付を受けなければならない。
- (2) 傍聴券の交付は、会議開始の30分前から行うものとする。
- (3) 傍聴券の交付は、先着した傍聴者から順に行うものとする。ただし、会議開始の30分前に定員を超える場合は、抽選により決定するものとする。
- (4) 傍聴者は、求められたときは傍聴券を提示しなければならない。

7 傍聴席

傍聴席は、会長がこれを指定する。

8 傍聴席に入ることができない者

次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 凶器その他人に危害を加えるおそれのあるものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) その他議事を妨害し、または人に迷惑を及ぼすと認められる者

9 傍聴者の守るべき事項

傍聴者は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 傍聴者は、静粛に傍聴することとし、会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食または喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、または不体裁な行為をしないこと。
- (6) 携帯電話等の通信機器を使用しないこと。
- (7) その他会議の秩序を乱し、または審議の妨害となるような行為をしないこと。

10 写真、動画等の撮影および録音等の制限

傍聴者は、写真、動画等を撮影し、または録音等をしようとするときは、あらかじめ会長の許可を得なければならない。

11 傍聴者の退場

- (1) 傍聴者がこの要綱の規定に違反していると認められる場合は、議長は、これを制止し、その制止に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。
- (2) 第2項ただし書の規定により、審議会の会議を非公開としたときは、議長は傍聴者を退場させるものとする。

12 報道関係者の取扱い

- (1) 会長は、第5項および第6項の規定にかかわらず、公開の会議にあっては、報道関係者を傍聴させることができる。
- (2) 第7項から前項までの規定は、報道関係者が公開の会議を傍聴する場合に準用する。この場合において「傍聴者」とあるのは「報道関係者」と、「傍聴席」とあるのは「報道関係者席」と読み替えるものとする。

13 議事録等

審議会の議事録および会議資料（以下「議事録等」という。）は、これを公開する。ただし、議事録等において取り扱う情報が、条例第7条各号に該当すると認められるときは、この限りでない。

14 委任

この要綱に定めのない事項は、会長が定める。

15 実施期日

この要綱は、令和5年8月1日から実施する。